

横浜市景観計画（変更の原案）

関内地区・みなとみらい21中央地区・みなとみらい21新港地区
都市景観協議地区（変更の原案）

説明会

令和4年9月 横浜市都市整備局・港湾局

1. 横浜市の景観制度と今回の変更の背景について

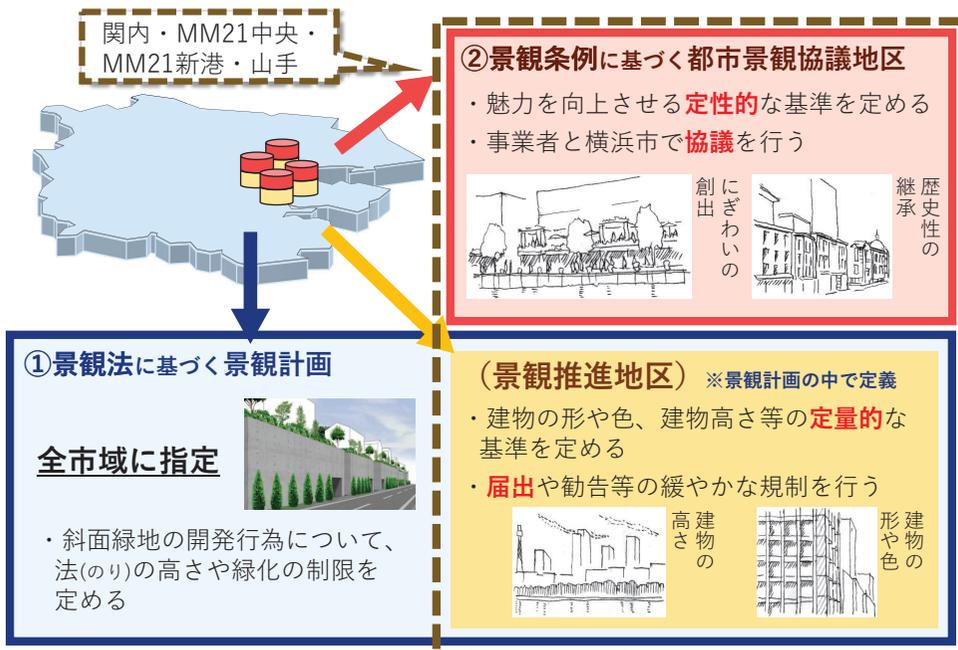
2. 横浜市景観計画・都市景観協議地区の変更の市原案について

- (1) 主な変更点
- (2) 変更の内容
 - ア 関内地区における基準等の変更
 - イ みなとみらい21中央地区における基準等の変更
 - ウ みなとみらい21新港地区における基準等の変更
 - エ 図の時点更新・表記の統一

3. 変更手続きの進め方等について

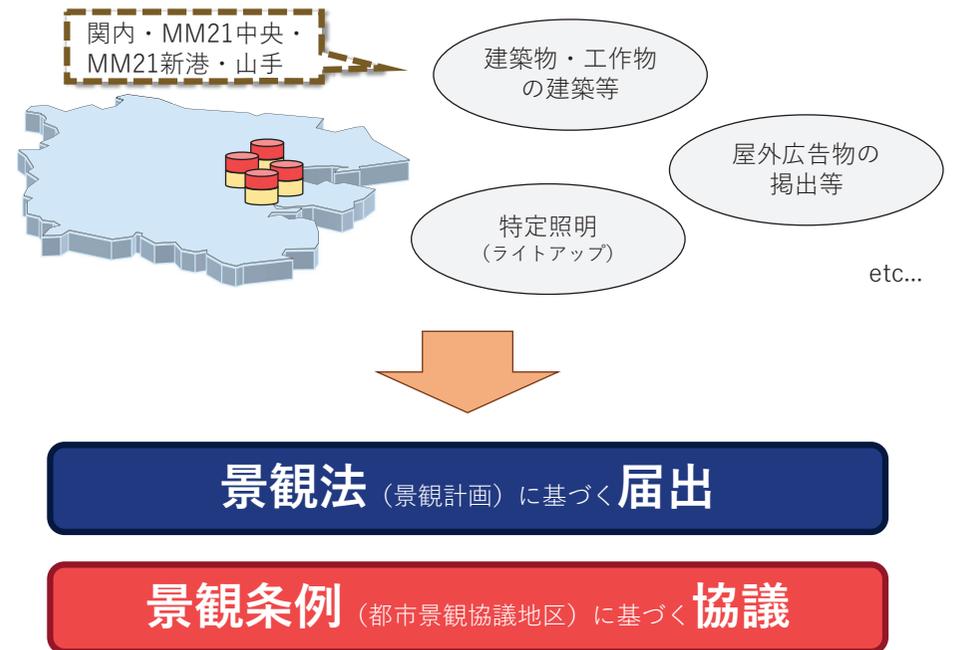
1. 横浜市の景観制度と今回の変更の背景について

②



1. 横浜市の景観制度と今回の変更の背景について

③



1. 横浜市景観制度と今回の変更の背景について

④

<これまでの経緯>

本市では、都心臨海部の夜間景観をより魅力的にしていくために、令和4年7月に「横浜市都心臨海部夜間景観形成ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」を策定し、夜間景観形成の方向性や具体的な方針・配慮事項を示しています。

これに伴い、ガイドラインを反映した制度運用を行えるよう「横浜市景観計画」及び「都市景観協議地区」を変更します。

<ガイドラインの内容>

- ・夜間景観を考える際の基本的事項
- ・都心臨海部の夜間景観の方向性
- ・都心臨海部における景観推進地区・都市景観協議地区（関内地区、みなとみらい21中央・新港地区）の方針
- ・魅力的な光のあり方



1. 横浜市景観制度と今回の変更の背景について

⑥

<これまでの経緯>

ガイドラインの案の検討・作成

令和3年11月～12月

地元まちづくり団体等への説明

令和4年4月～5月

ガイドラインの案について市民意見募集を実施

令和4年7月

ガイドライン策定

1. 横浜市景観制度と今回の変更の背景について

⑤

<都心臨海部の夜間景観の方向性>

方向性（1） 横浜らしい魅力ある夜間景観をつくります

- 方向性（1）-1 特徴的な都市構造を生かして、「横浜らしさ」を感じられる常時の夜間景観をしっかりとつくります
- 方向性（1）-2 特別な夜間景観の演出により、「横浜らしさ」を様々な形で表現します

方向性（2） メリハリをつけ、魅力を増進します

- 方向性（2）-1 空間的なメリハリを意識します
エリアの一部分や、建物のゲート部分を照らすなど、抑揚のある街並みを目指します。
- 方向性（2）-2 時間的なメリハリを意識します
特別演出の頻度や期間、時間は限定的にするなど、イベントの特別感を高めるよう配慮します。

方向性（3） 安全・安心で快適な光による夜間の歩行環境をつくります

夜間景観を楽しむことができる歩行環境を整えるため、安全・安心で居心地の良さや温かさを感じられる快適な光環境を目指します。

1. 横浜市景観制度と今回の主な変更点について

⑦

横浜市景観計画

第1編 横浜市における景観形成

- 景観計画の区域 ○良好な景観の形成に関する方針
- 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針

全市ルール

第2編 横浜市全域にかかる行為ごとの景観計画

- 第1章 斜面緑地における開発行為に関する景観計画

第3編 景観推進地区ごとの景観計画

- 第1章 関内地区における景観計画
- 第2章 みなとみらい21中央地区における景観計画
- 第3章 みなとみらい21新港地区における景観計画
- 第4章 山手地区における景観計画

地区別ルール

都市景観協議地区

関内地区都市景観協議地区

みなとみらい21中央地区都市景観協議地区

みなとみらい21新港地区都市景観協議地区

山手地区都市景観協議地区

(1) 主な変更点

ア 関内地区における基準等の変更

- イベント等における特定照明（ライトアップ）の制限を一部緩和します。
- 屋外広告物の制限に投影広告物（プロジェクションマッピング）を追加します。

イ みなとみらい21中央地区における基準等の変更

- 屋外広告物の指針に関する事項について規定を一部拡充します。
- イベント時の演出について指針を拡充します。

ウ みなとみらい21新港地区における基準等の変更

- 特定照明（ライトアップ）やイベント時の演出について指針を追加・拡充します。
- 屋外広告物の制限に投影広告物（プロジェクションマッピング）を追加します。

エ 図の時点更新・表記の統一

- 施設の新設等に伴い、図を更新します。
- 全角・半角や漢字・ひらがなの表記等について統一するため、一部改訂します。

1. 横浜市の景観制度と今回の変更の背景について

2. 横浜市景観計画・都市景観協議地区の変更の市原案について

(1) 主な変更点

(2) 変更の内容

- ア 関内地区における基準等の変更
- イ みなとみらい21中央地区における基準等の変更
- ウ みなとみらい21新港地区における基準等の変更
- エ 図の時点更新・表記の統一

3. 変更手続きの進め方等について

1. 横浜市の景観制度と今回の変更の背景について

2. 横浜市景観計画・都市景観協議地区の変更の市原案について

(1) 主な変更点

(2) 変更の内容

ア 関内地区における基準等の変更

- イ みなとみらい21中央地区における基準等の変更
- ウ みなとみらい21新港地区における基準等の変更
- エ 図の時点更新・表記の統一

3. 変更手続きの進め方等について

ア 関内地区における基準等の変更

景観計画

「横浜市景観計画」第3編 景観推進地区ごとの景観計画
第1章 関内地区における景観計画

第1 良好な景観の形成に関する方針

- 1 関内地区全域の方針
- 2 地区別の方針

第2 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

- 1 届出対象行為及び特定届出対象行為
 - 2 届出対象行為から除外する行為
 - 3 行為の制限
 - (1) 建築物及び工作物の形態意匠
 - (2) 最高高さ
 - (3) 壁面の位置の指定
 - (4) 特定照明に関する制限
- } 対象行為
- } 具体的な制限内容

第3・第4 景観重要建築物・景観重要樹木の指定の方針

第5 屋外広告物の表示・設置に関する行為の制限

第6・第7 景観重要公共施設に関する基準

ア 関内地区における基準等の変更

景観計画

屋外広告物の制限に投影広告物を追加

現況 屋外広告物条例で新たに規定された投影広告物について、制限事項が規定されていない。

地域の賑わい形成に繋がるものについては、一定の制限を設けた上で表示できることが望ましい

変更後 イベント等で表示する投影広告物について、以下のいずれかに該当し、魅力的な景観に寄与する場合は可能とする。
・投影期間が原則として7日以内
・投影時間が原則として1日あたり10分以内

※投影広告物とは

建築物その他の工作物の外面に対し、投影装置を用いて投影する方法等により表示する広告物
(主に、プロジェクションマッピング)

●屋外広告物条例 第16条第1項第10号



例1) ヨルノヨアートクルーズ



例2) ヨルノヨ×SAMPO_MAPP (サンボマップ)

ア 関内地区における基準等の変更

景観計画

イベント等における特定照明の制限を緩和

現況

歴史的界隈形成エリア内の歴史的建造物以外の建築物・工作物や、日本郵船ビル又は赤レンガ倉庫を眺望対象とする見通し景観形成街路に面する建築物・工作物については、投光器で照らすことが認められていない。



イベント等で実施する特定照明で、地区の魅力増進のために期間や時間を限定的にしたものについては、実施できることが望ましい

変更後

当該エリア内の建築物・工作物のイベント等で実施する特定照明について、以下のいずれかに該当する場合は可能とする。

- ・実施期間が原則として7日以内
- ・実施時間が原則として1日あたり10分以内

※特定照明とは

夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件(屋外にあるものに限る。)の外観について行う照明

●景観法施行令 第4条第1項第6号



例1) 横浜郵船ビル



例2) ホテルニューグランド

ア 関内地区における基準等の変更

都市景観協議地区

「都市景観協議地区」
関内地区都市景観協議地区

第1 都市景観協議地区の名称

第2 都市景観協議地区の位置及び区域

第3 魅力ある都市景観を創造するための方針

- 1 関内地区全域の方針
- 2 地区別の方針

第4 都市景観形成行為

} 対象行為

第5 特定都市景観形成行為

} 都市美対策審議会 意見聴取対象行為

第6 行為指針

- 1 関内地区全域の行為指針
- 2 地区別の行為指針

} 具体的な協議内容

都市景観形成行為に特定照明を追加

現況

関内地区で実施する特定照明については、都市景観協議の対象となっていない。



普及啓発等によるカラーライトアップなど、歴史的建造物の照明演出の増加に伴いより魅力的な照明計画を誘導することが望ましい

変更後

以下の特定照明について、都市景観協議の対象とする。
・都市景観協議地区図4に示す**歴史的建造物**



例1) 神奈川県庁



例2) 横浜税関

夜間景観の行為指針を拡充

現況

夜間景観に関する行為指針は日常時を想定した内容であり、イベント等を想定した内容となっていない。



イベント等の特別な演出を限定的にすることで、横浜らしい落ち着いたある常時の夜間景観とどちらも楽しめるようにすることが望ましい

変更後

イベント等における夜間演出について、以下の指針に沿った適切な演出を誘導する。
・日常的な落ち着いた夜間の街路景観を演出するとともに、
イベント等の演出は期間又は時間を限定し、メリハリのある夜間景観とする



提供：クリエイティブ・ライト・ヨコハマ実行委員会 撮影：(株) 神奈川県ドローン協会
例) ヨルノヨ-YOKOHAMA CROSS NIGHT ILLUMINATION

ライトアップの行為指針を拡充

現況

歴史的建造物へのライトアップについては「ライトアップなどにより、街並みを演出する」としか規定されていない。



歴史的建造物は、その構造や形態、色などの特徴を演出する夜間照明とし、魅力的に演出することが望ましい

変更後

歴史的建造物のライトアップについて、以下の指針に沿った適切な演出を誘導する。
・歴史的建造物の**特徴を生かした**ライトアップ



例1) 医療従事者支援のブルーライトアップ (県庁)



例2) 特別演出時の横浜税関

屋外広告物の行為指針を拡充

現況

屋外広告物に関する行為指針は日常時を想定した内容であり、イベント等を想定した内容となっていない。



イベント等の特別な演出を限定的にすることで、横浜らしい落ち着いたある常時の夜間景観とどちらも楽しめるようにすることが望ましい

変更後

イベント等における夜間演出について、以下の指針に沿った適切な演出を誘導する。
・魅力的な眺望景観、街路景観を形成するよう、秩序ある広告景観とするとともに、
イベント等の演出は期間又は時間を限定し、メリハリのある広告景観とする



例) コスモクロック21 (みなとみらい2.1新港地区)

1. 横浜市の景観制度と今回の変更の背景について

2. 横浜市景観計画・都市景観協議地区の変更の市原案について

- (1) 主な変更点
- (2) 変更の内容

ア 関内地区における基準等の変更

イ **みなとみらい21中央地区における基準等の変更**

ウ みなとみらい21新港地区における基準等の変更

エ 図の時点更新・表記の統一

3. 変更手続きの進め方等について

2. 横浜市景観計画・都市景観協議地区の変更の市原案について
(2) 変更の内容

イ みなとみらい21中央地区における基準等の変更

都市景観協議地区

屋外広告物の行為指針に関する事項を拡充

現況

地区全体のにぎわい創出を図るため、エリアマネジメント活動として実施するイベント等については、通常の屋外広告物の基準を緩和することで、活発な活動を促し、街の魅力を高めていくこととしているが、エリアマネジメント活動として定める範囲が限られている。



地域のにぎわい形成に繋がるものについては、
エリアマネジメント活動の範囲を広げて柔軟に対応できることが望ましい

変更後

屋外広告物の行為指針を適用除外とする活動については、以下のとおりとする。
・ エリアマネジメント団体（一般社団法人横浜みなとみらい21）が主催する活動
若しくは**主体的に参加する実行委員会等**が実施する活動
・ **複数施設で連携**して取り組むイベント活動



例)ヨコハマミライトの夜間景観

2. 横浜市景観計画・都市景観協議地区の変更の市原案について
(2) 変更の内容

イ みなとみらい21中央地区における基準等の変更

都市景観協議地区

「都市景観協議地区」

みなとみらい21中央地区都市景観協議地区

第1	都市景観協議地区の名称	
第2	都市景観協議地区の位置及び区域	
第3	魅力ある都市景観を創造するための方針	
第4	都市景観形成行為	} 対象行為
第5	特定都市景観形成行為	
第6	行為指針	} 都市美対策審議会 意見聴取対象行為

2. 横浜市景観計画・都市景観協議地区の変更の市原案について
(2) 変更の内容

イ みなとみらい21中央地区における基準等の変更

都市景観協議地区

にぎわい形成（夜間景観）の行為指針を拡充

現況

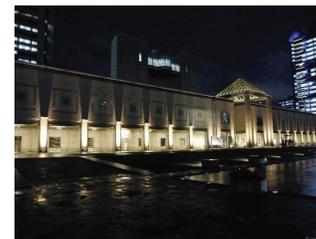
夜間景観に関する行為指針は日常時を想定した内容であり、イベント時を想定した内容となっていない。(にぎわい形成の行為指針では、イベント開催時の配慮事項を示しているが、夜間演出を想定した規定はない。)



イベント等の特別な演出を限定的にすることで、横浜らしい落ち着きのある
常時の夜間景観とどちらも楽しめるようにすることが望ましい

変更後

映像装置（投影広告物を含む）や照明によるイベント演出については、
以下の指針に沿った適切な演出を誘導する。
・ **季節や時間に合わせた限定的**なものとし、近隣施設への影響や**周辺地区からの見え方に配慮**し、地区全体の**良好な景観**を阻害しないものとする



例) 日常と非日常の建物の見え方の変化（横浜美術館）（左：通常時 右：ピカチュウ大量発生チュウ！/2018.8）

1. 横浜市の景観制度と今回の変更の背景について

2. 横浜市景観計画・都市景観協議地区の変更の市原案について

(1) 主な変更点

(2) 変更の内容

ア 関内地区における基準等の変更

イ みなとみらい21中央地区における基準等の変更

ウ みなとみらい21新港地区における基準等の変更

エ 図の時点更新・表記の統一

3. 変更手続きの進め方等について

2. 横浜市景観計画・都市景観協議地区の変更の市原案について

(2) 変更の内容

ウ みなとみらい21新港地区における基準等の変更

景観計画

屋外広告物の制限に投影広告物を追加

現況

屋外広告物条例で新たに規定された投影広告物について、制限事項が規定されていない。



地域の賑わい形成に繋がるものについては、一定の制限を設けた上で表示できることが望ましい

変更後

イベント等で表示する投影広告物について、以下の**いずれか**に該当し、魅力的な景観に寄与する場合は可能とする。

- ・ 投影**期間**が原則として**7日以内**
- ・ 投影**時間**が原則として**1日あたり10分以内**



例2)ヨルノヨ×SAMPO_MAPP (サンボマップ)

2. 横浜市景観計画・都市景観協議地区の変更の市原案について

(2) 変更の内容

ウ みなとみらい21新港地区における基準等の変更

景観計画

「横浜市景観計画」第3編 景観推進地区ごとの景観計画
第3章 **みなとみらい21新港地区**における景観計画

第1 良好な景観の形成に関する方針

第2 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

1 届出対象行為及び特定届出対象行為

2 届出対象行為から除外する行為

3 行為の制限

(1) 建築物及び工作物の形態意匠

(2) 高さの最高限度

(3) 壁面の位置の指定

(4) 特定照明に関する制限

対象行為

具体的な制限内容

第3・第4 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針

第5 屋外広告物の表示・設置に関する行為の制限

第6・第7 景観重要公共施設に関する基準

2. 横浜市景観計画・都市景観協議地区の変更の市原案について

(2) 変更の内容

ウ みなとみらい21新港地区における基準等の変更

都市景観協議地区

「都市景観協議地区」

みなとみらい21新港地区都市景観協議地区

第1 都市景観協議地区の名称

第2 都市景観協議地区の位置及び区域

第3 魅力ある都市景観を創造するための方針

第4 **都市景観形成行為**

対象行為

第5 特定都市景観形成行為

都市美対策審議会

意見聴取対象行為

第6 行為指針

具体的な協議内容

都市景観形成行為の特定照明を拡充

現況

みなとみらい2 1新港地区で実施する特定照明については、赤レンガ倉庫のみ都市景観協議の対象となっている。



特定照明の演出は、赤レンガ倉庫以外の港町・横浜の歴史資源についても協議の対象とし、適切に誘導することが望ましい

変更後

以下の特定照明について、都市景観協議の対象とする。
・都市景観協議地区図4に示す赤レンガ倉庫及びハンマーヘッドクレーン



例1) 赤レンガ倉庫



例2) ハンマーヘッドクレーン

夜間景観の行為指針を拡充

現況

みなとみらい2 1新港地区について、夜間景観の演出に関する行為指針は日常時を想定し「温かみのある色温度3,000ケルビン程度の光源」とされ、イベント等を想定した内容となっていない。



日常時においては、3,000ケルビン程度に限らず、電球色程度の温かみの感じられる色温度であること、またイベント等においては、地域の賑わい形成に繋がるものについて、一定の制限を設けた上で色温度にとられない適した演出を実施することが望ましい

変更後

夜間景観を演出する照明について、以下の指針に沿った適切な景観を誘導する。
・温かみが感じられる電球色程度の色温度の光源とする
・期間又は時間を限定したイベント等で、新港地区にふさわしい賑わいの演出に寄与する場合は、色温度に関わらず演出可能とする。



例) ヨルノヨ-YOKOHAMA CROSS NIGHT ILLUMINATION

ライトアップの行為指針を追加

現況

歴史的建造物へのライトアップについては、特に規定されていない。



歴史的建造物は、その構造や形態、色などの特徴を演出する夜間照明とし、魅力的に演出することが望ましい

変更後

歴史的建造物へのライトアップについて、以下の指針に沿った適切な演出を誘導する。
・赤レンガ倉庫及びハンマーヘッドクレーンの個性を演出する照明とする。



例1) 赤レンガ倉庫



例2) ハンマーヘッドクレーン

ご説明の流れ

1. 横浜市の景観制度と今回の変更の背景について

2. 横浜市景観計画・都市景観協議地区の変更の市原案について

(1) 主な変更点

(2) 変更の内容

ア 関内地区における基準等の変更

イ みなとみらい2 1中央地区における基準等の変更

ウ みなとみらい2 1新港地区における基準等の変更

エ 図の時点更新・表記の統一

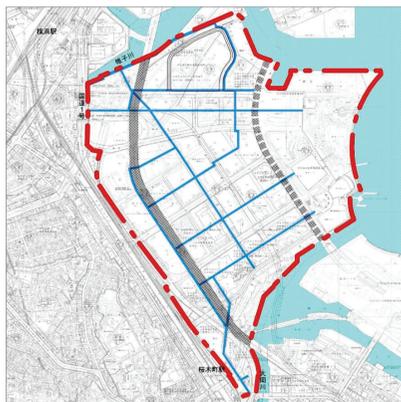
3. 変更手続きの進め方等について

エ 図の時点更新・表記の統一

景観計画 都市景観協議地区

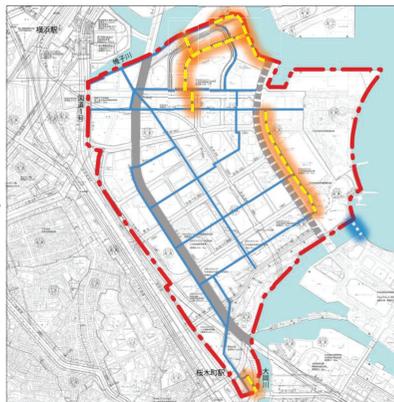
【みなとみらい21中央地区】景観計画図・都市景観協議地区図の時点更新

施設の新設に伴い、景観計画及び都市景観協議地区の図を更新します。また、みなとみらい21中央地区地区計画の変更に伴い「都市景観協議地区図」の『ペDESTリアンネットワーク』を更新します。



(現行) <都市景観協議地区図>

【凡例】
 - 景観計画・都市景観協議地区 区域
 - ペDESTリアンネットワーク
 - みなとみらい大通り
 - 国際大通り



(変更案) <都市景観協議地区図>

【凡例】
 - 景観計画・都市景観協議地区 区域
 - ペDESTリアンネットワーク
 - みなとみらい大通り
 - 国際大通り

ご説明の流れ

1. 横浜市の景観制度と今回の変更の背景について

2. 横浜市景観計画・都市景観協議地区の変更の市原案について

(1) 主な変更点

(2) 変更の内容

- ア 関内地区における基準等の変更
- イ みなとみらい21中央地区における基準等の変更
- ウ みなとみらい21新港地区における基準等の変更
- エ 図の時点更新・表記の統一

3. 変更手続きの進め方等について

エ 図の時点更新・表記の統一

景観計画 都市景観協議地区

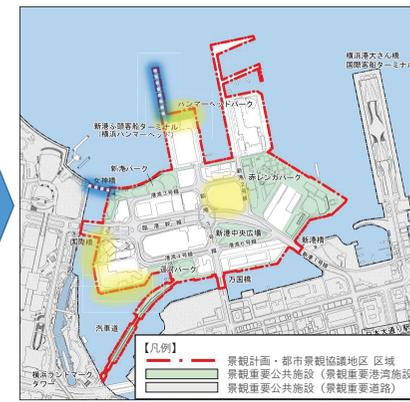
【みなとみらい21新港地区】景観計画図・都市景観協議地区図の時点更新

施設の新設及び改修に伴い、景観計画及び都市景観協議地区の図を更新します。また、ハンマーヘッドパークの供用等に伴い、「景観計画 計画図3の1」の『景観重要公共施設』を更新します。



(現行) <景観計画 計画図3の1>

【凡例】
 - 景観計画・都市景観協議地区 区域
 - 景観重要公共施設 (景観重要港湾施設)
 - 景観重要公共施設 (景観重要道路)



(変更案) <景観計画 計画図3の1>

【凡例】
 - 景観計画・都市景観協議地区 区域
 - 景観重要公共施設 (景観重要港湾施設)
 - 景観重要公共施設 (景観重要道路)

【景観計画 全体、都市景観協議地区 全体】表記の統一

全角・半角や漢字・ひらがなの表記などについて統一するため、一部改訂します。

3. 変更手続きの進め方について



○景観計画・都市景観協議地区の市原案の内容に関する問合せについて

<関内地区>

横浜市都市整備局都心再生課

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎29階

TEL:045-671-2673 FAX:045-664-3551

<みなとみらい21中央地区>

横浜市都市整備局横浜駅・みなとみらい推進課

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎29階

TEL:045-671-3516 FAX:045-651-3164

<みなとみらい21新港地区>

横浜市港湾局整備推進課

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎30階

TEL:045-671-7342 FAX:045-550-3598

○景観計画等の手続きに関する問合せについて

横浜市都市整備局景観調整課

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎29階

TEL:045-671-3470 FAX:045-550-4935

これで「横浜市景観計画」及び「都市景観協議地区」
変更の原案の説明を終了します。
ご清聴ありがとうございました。
